



2021年1月14日

各 位

会 社 名 株式会社 **ラピーヌ**
代表者名 代表取締役社長 青井康弘
[コード番号 8143 東証 第2部]
問合せ先 取締役常務執行役員経営統括本部長 尾崎史照
(TEL 06-6946-3600)

2021年2月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2021年1月14日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を近畿財務局に提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる四半期報告書
第73期（2021年2月期）第3四半期報告書（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）
2. 延長前の提出期限
2021年1月14日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2021年2月5日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社では、当初予定の2021年1月14日に第73期（2021年2月期）第3四半期報告書の提出を行うための準備を進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各商業施設や直営店舗の営業自粛や外出自粛等の影響が大きく、また現時点においても、東京都ほか10府県に緊急事態宣言が再発出されるなど、その収束は不透明な状況であり、固定資産の減損及びたな卸資産の評価額の見直しのため決算数値の検討に期間を要することとなり、あわせて会計監査人による追加的な監査手続が必要なため、法令に定める提出期限までに会計監査人による四半期レビュー報告書を受領することができない見込みとなりましたので、やむなく四半期報告書提出期限の延長申請を行うことといたしました。

固定資産の減損及びたな卸資産の評価額の見直しは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものであり、当見直し以外の事項は完了し会計監査人によるレビューも終了しています。当見直しにつきましては1月7日の緊急事態宣言発出及びその影響を踏まえて1月12日から開始しており、1月22日までに完了し、1月27日までに四半期報告書を作成して監査法人に提出する予定です。監査法人のレビュー手続は12月24日から2月4日の期間であり、当見直しによる追加的なレビューは1月21日から2月4日までを予定し、2月4日までに監査法人からレビュー報告書を受領できると考えております。

5. 今後の見通し
今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。
また、2021年2月期第3四半期決算短信の公表も四半期報告書の提出に併せて実施させていただきます。

以 上